

**中国深セン**

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

**中国上海**

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

**中国北京**

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

**台湾台北**

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

**シンガポール**

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

**米国ニューヨーク**

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 外国会社の台湾支店及び台湾子会社の税務上の区分

一般的に、台湾に投資する外国会社は、支店又は子会社設置の2つのタイプがあります。財務の観点から、支店は、その財務が親会社の一部を構成し、親会社と同じ事業体と見なされ、その親会社が支店の全ての債権、債務を負います。一方、子会社は親会社が投資・設立した独立した事業体であり、子会社と親会社の財務が個別に扱われ、その債権、債務が親会社と関係ありません。外国投資家の台湾への投資について、通常、一般商品の売買、工場登録や物品の製造・出荷・輸出、又はその他の事業体を投資してエクイティを取得することはよく従事される事業分野です。

台湾の税法から見ると、外国会社はどのように台湾に投資するか最も有利でしょうか？台湾の税制により、外国会社の台湾子会社の営利事業所得税率は20%であり、税引後利益の源泉所得税は21%であり、当期末処分利益は5%で課税されます。外国会社の台湾子会社は台湾の他の企業の投資による配当所得は、台湾の現行の法律で二重課税をしません、配当所得を外国親会社の法人口座に送金する際に20%で課税されます。

外国会社の台湾支店の営利事業所得税率は20%であり、税引後利益の源泉所得税は0%です。親会社と同じ事業体と見なされるため、台湾支店はその税引後利益を外国親会社の法人口座に送金する際に課税されません。但し、台湾支店は台湾の他の企業の投資による配当所得を有する場合、投資の企業が配当金を台湾支店に配分する際に、外国親会社に配分することと見なされ、21%の配当源泉税が課税されます。上記の税法や規制を知った後、台湾子会社と台湾支店の違いを理解するでしょう。では、啓源は以下のようにお勧めします。

1. 外国投資家は台湾に投資してエクイティを取得する場合、子会社設置の方が税務上で有利です。
2. 外国投資家は台湾で物品の製造・出荷・輸出に従事する場合、支店設置の方が税務上で有利です。
3. 外国投資家は(1.)や(2.)に加えて、不動産を投資する場合、支店設置の方が税務上で有利です。

上記のように、外国会社を利用してそのような投資体制を確立することは、投資目的を達成するだけでなく、税負担も軽減することができます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

Skype: kaizencpa